

○議長（高橋伸二君） 二十六番枡和也君。

「二十六番 枡 和也君登壇」

○二十六番（枡 和也君） おはようございます。みやぎ県民の声の枡和也です。議長から発言の許可が出ましたので、通告に従い大綱三点について一般質問いたします。

大綱一点目、「次の世代のために今、とるべき行動とは」と題して、環境・エネルギー政策について質問させていただきます。

まずは一冊の本を紹介いたします。「『断熱』が日本を救う」という本です。サブタイトルに「健康、経済、省エネの切り札」と書かれています。昔の日本の住宅はなぜ寒い家が多いのだろう。実は、日本の建築の断熱性能が他国と比べてかなり低いことが原因となつていると分かりやすく書かれています。そうした居住空間が健康面への影響を与えているのです。特に高齢者にとってヒートショックなど深刻な問題にもなっていますが、断熱性能を向上することが、私たちの暮らしだけでなく、経済を好転させ持続可能なまちづくりにつながることも書かれています。そして、それが結果的に社会に貢献することになると書かれています。また、住宅の燃費性能のことが書かれています。これまで燃費といえば車とか暖房装置、省エネ性能といえば電化製品などが思い浮かびますが、私も住宅の燃費やランニングコストについては気にしたこともなく、考えたこともありませんでした。EUでは、共通の住宅の燃費性能、床面積一平米当たり〇〇キロワットアワーの表示制度を条件によって設けることが義務づけられていて、消費者は、その情報で家を借りたり買ったりするということと、二〇一九年時点の日本の省エネ基準は低く、今の断熱等級という等級四で、その頃は最高等級に位置づけられていました。日本の断熱性能の最低基準を法律で定められている欧米や韓国では建てることのできない建築だということを知って、国際社会よりかなり遅れていることに驚かされました。現時点では等級七が設定されましたが、そのレベルの普及にはまだ時間を要すると思っています。個人でできることからこつこつと省エネを実践しています。不便を感じながら電気自動車に乗り一年が過ぎました。少しは、みやぎゼロカーボンチャレンジに寄与できたのかと思っています。次は、断熱等級七の住まいに挑戦してみようかと思っています。

ど、驚きの暑さになりました。また、九月二日には仙台で観測史上最高の三十七・四度を観測しました。いよいよ気候変動が激しく影響しているようです。

では本題に入ります。最初に、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇についてです。県議会二〇二四年六月と十一月の定例会において、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇のホームページについて提言をし、その後、改編をしていただきました。まずはトップページに「一人の一〇〇歩より一〇〇人の一歩」の標語を掲げてもらったので、とても基本的なメッセージが伝わるようになったと思います。まさにそのとおりです。環境対策とは個人の活動が全体を支えることになるからです。子供へのアプローチもあり、分かりやすく説明されていますが、実際に子供たちが、みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇のトップページにアクセスした後、すぐに子供ページにアプローチすることができないようです。また「子ども向け地球温暖化について考える」のバナーが出てきても、漢字には読み仮名もなく、現状では直接アプローチしづらくなっています。トップページに「子供たちはここをクリックして」などの平仮名表記のバナーを貼ることで、子供たちをより簡単に誘導できることになると思いますが、対応を伺います。

地道ですが子供たちの安全を守る地域活動の一環として、朝の通学時間帯に見守り隊と称した活動をしています。（パネルを示す）そこで小学生に県のゼロカーボンチャレンジのホームページから抜粋した、この資料でございますけれども、これを配布し「地球温暖化って知ってる」と問いかけてみました。ここに「みやぎココロオドル・マイボトルキャンペーン」もしっかりと宣伝させていただきました。問いかけを子供たちにしてみました。すると、地球の温度が上がって、動物や植物が困ることになると大づかみでは理解できていましたが、具体的な自分たちへの影響までは分かっていないようでした。やはり大切なことは、子供たちにきちんと理解してもらうことが、環境を守るための社会変革の第一歩だと大きく実感しました。また、文部科学省から発表されている環境教育に関わる小学校での道徳では、自然の偉大さを知り、自然環境を大切にするとあります。まずは子供たちにきちんと現在の状況を伝えることが何より大切で、それが未来を守ることに繋がると考えています。特に環境問題は、一世代だけでは解決できないことで、まずは我々大人世代が子供たちに伝え、更にその子供たちから次の世代へ伝える循環が大切だと考えています。次の世代のために、今の人々が行った行動が問われ

るのです。長期的視点に基づいた理解が必要です。各地域の小中学校への環境教育がイベント的なものではなく、きちんと現状を理解させるためにどのようなことが実践されているのか、伺います。

次に、環境問題として最も根本的な事実であると説明されてきた、人為的要因で気候変動が起こっていることへの理解です。意外と見過ごされやすい事項です。国際連合広報センターから、気候変動は人間活動に起因していると発表されています。IPCCは「人為的な温室効果ガスが主な要因であることは疑いの余地がない」と第六次報告書にて断言しています。気候変動は人間活動に起因していることを明記する必要があると考えています。まずはこの根本的に知らなければならない事項が、現時点ではみやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇でできていないと思います。ホームページ上の「どうして地球温暖化対策に取り組むの」をクリックし、地球温暖化の原因に続いて解説が続く文には表現されていますが、ここにぜひ「気候変動は人間活動に起因している」とトッポに大きく表示していただきたいと思います。最も根本的な事項です。これを県民の方それぞれが心の底から理解することが、各人行動変容への出発点だと考えています。このキーワードの掲載を求めますがいかがでしょうか、伺います。

太陽活動などの自然変化による要因では、昨今のような大規模な範囲での影響はかつてはなく、現在の気候変動を引き起しているのは、手仕事から機械への転換が始まった産業革命以降の人の活動、主に石炭、石油、ガスなどの化石燃料の燃焼によるものとIPCCからも報道されています。気候変動は急速に進み激しさを増して負荷逆的に進行しています。

続いてトップページに掲載されているグラフですが、基準年度に対して二〇三〇年度の目標までの削減率と年次ごとの目標値が提示されて非常によくなったと思います。しかし、グラフの表示に関する要望ですが、CO₂削減量が二〇二二年で止まっているので、ぜひアップデートに情報を掲載して、近年の動きを公開することが大切だと思います。国の二〇二三年の速報値は公表されていると思いますのでぜひ対応をお願いしたいと思います。また、ほかのグラフの年代がまだ和暦になっていますので、ぜひ国際的比較が見やすいようにするためにも西暦でお願いします。特に二〇三〇年の目標といったキーワードと見比べると、瞬時に分かることが大切だと考えています。また、政

府からは、より長期的に削減目標が発表されて、パリ協定の目標を達成するためにも、IPCCが示す科学的知見などを踏まえ、政府も二〇三五年に六〇％削減目標に同意しています。西暦表示も含めグラフの改編を要望しますが、いかがでしょうか、伺います。

また、グラフは二〇三〇年が決してゴールではなく、未来の環境を守るために、カーボンニュートラルに向けた二〇五〇年までのグラフの掲載が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

このホームページのタイトルは何でしょう。そうです「みやぎゼロカーボンチャレンジ」です。トップページにおいてゼロを提示する必要があると思います。今の子供たちが大人になるときにも、地球環境が生活にとって安定していることを願うばかりであります。

次に、太陽光発電設備の義務化について伺います。

宮城県では、二年前の七月初旬に太陽光発電の導入を進めるため、新築の戸建て住宅などに対し、太陽光パネル設置の義務づけを検討すると明らかにしました。県は、二〇三〇年度太陽光発電の導入量を二〇二〇年度の一・七倍、三百三十五キロワットに増やす目標にすることでした。事業所に加え住宅約十万棟にパネルを設置する規模で、目標を達成するための一つの検討案として義務化を挙げました。全国では東京都が先行し、二〇二五年度から新築住宅に太陽光パネル設置を、条件によって義務化することをスタートさせました。その後、本県では、太陽光発電導入に向けた検討が行われ、状況に適した促進策を検討すると発表されており、導入義務化への動きが後退していると感じましたので、以下伺います。

令和五年度第四回宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会資料にある「太陽光導入の合理性」とはどのような見解でしょうか。

また、次に「再エネ目標の達成」とはいつの時点の何を示しているのでしょうか、伺います。

資源エネルギー庁の資料に、日本における発電電力量に占める再エネ比率が提示されていますが、二〇二〇年度実績で二一・七%です。二〇二二年七月に経産省から二〇三〇年の電源構成の目標が提示され、平成二十七年度策定の目標は大きく見直され、平成十九年度実績の約二倍である三六%から三八%の再エネ比率と公表されました。更に、

周知のとおり、二〇二三年COP28⁸において、世界全体で再エネ発電量を三倍といった目標が宣言され、日本もこれに賛同しています。このように、既に世界的な危機的状況を読み直して、方向性と目標数値を修正し続けるのが環境政策なのです。ですから、県としても適宜に太陽光発電義務化も含め、方向性と目標を修正すべきだと思いますが、県の認識はどうか、伺います。

東京都では、戸建て住宅に太陽光発電設備の設置を義務づける条例が二〇二五年四月より施行されていますが、東京都によると現在の東京都の温室効果ガスの排出量の約七割が建物に起因しているものとして、脱炭素化を実現した社会を目指すためには、建物の対策が急務であることが示されています。住宅の断熱に段階的にレベルを与えて、省エネに対する補助を同時に実行していることで、環境性能の高い住宅への普及と住民の意識改革に大きく寄与していると思います。このように東京都の取組は、太陽光発電システムの導入義務化に合わせて補助金と連動しています。まずは既存の補助金の見直しが必要だと思います。本県の「次世代みやぎゼロエネルギー住宅（地域型）」の補助金では、現時点で応募はゼロ件と聞いております。基本的に断熱性能のグレード設定と連動し、高性能にしなければ全く意味のないものになります。ぜひグレード設定を伴う補助金と連動した補助制度とし、普及を促してほしいと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

ただ単に創エネをするだけでは、せっかく創ったエネルギーをただ漏れさせる状況となるのは自明の理です。県ではどのように考えているのか、併せて見解を伺います。

仙台市の太陽光発電導入に向けた資料によると、きちんと断熱強化対策とともに取り組んでいます。促進制度に係る事業者ヒアリングでは、太陽光発電の導入や断熱の必要性は認識していて、しっかりと準備し市の取組を後押ししていくとの協力的なコメントが掲載されています。とても参考になる意見としては、長いスパンで見たメリットなどについて、クライアントに説明していきたいと掲載されていました。また、取組として賛同する部分として、国が二〇三〇年度までに引き上げる基準としての断熱基準に対して、前倒しにして、特に住宅の大規模なものに対しては、市独自の誘導基準を設定して後押しをする取組が紹介されています。とてもよい取組であると感じています。この試みが、将来を見据えた計画が環境政策にとってとても大切だと思います。更に仙台市

では導入した場合のCO₂削減量が四・二万トンであることが発表されています。エネルギー基本計画でも、戸建て住宅への施策強化として、二〇三〇年において戸建て住宅の六割に太陽光発電設備が設置されることを目指すとの目標が発表されていますので、まず、県として太陽光発電システムを義務化した場合の効果を試算し、具体的な効果があれば、太陽光発電導入義務化の検討を続けるべきだと考えますが、所見を伺います。

大綱二点目、見えない障害、高次脳機能障害支援について伺います。

高次脳機能障害とは、病気や事故の後遺症としてみられる病気です。脳には、息をする・食べる・寝るなどの指令を出す動物全般に共通する機能と、思い出す・考える・伝えるなど、人間で特に発達している機能があります。前者は生命維持に関わる基本的な働きです。後者は生死に直接関わらなくても人として社会で生きていくために重要な働きで、高次脳機能と呼ばれています。脳卒中や頭のけがや脳の病気によって高次脳機能に関わる部分が傷ついたとき、「記憶障害」約束や予定を忘れる、何を食べたか思い出せないなど。「注意障害」作業をするがミスが多い、二つのことを同時に行うと混乱するなど。「遂行機能障害」行動の一つ一つに指示を必要とする、優先順位がつけられないなど。「社会的行動障害」状況に適した行動がとれない、感情のコントロールがうまくできないなどの症状が現れることがあります。これらの症状により、日常生活または社会生活に制約がある状態が高次脳機能障害です。原因や損傷の状況によって、一人症状の現れ方が異なるのはこの障害の特徴です。高次脳機能障害は、手足の麻痺や歩行障害のように外から見える障害ではないため、外見上は普通の人と同じことから見えない障害と言われています。見えない障害のために周囲の人の理解が得られず、本人も家族も大変苦しんでいると聞きます。そして孤立してしまいがちとされています。以前と何か変わったかと思いつながら何年も経過し、専門の医療機関を訪れてようやく診断される方も少なくないのが現状です。昨今の救急医療の進歩によって、交通事故や脳血管疾患などにより、今まで命を落としていた人も、より重度の脳障害を受けても救命されるようになり、高次脳機能障害者が増えていくことが推測され、また、こうした患者には年齢が若い方が多く含まれており、復学や就労などの社会参加の方策が求められております。先日、県内の高次脳機能障害の家族の方からお話を伺うことができ、息子さんが交通事故に遭ってから高次脳機能障害と診断されるまで、受診していた病院医師か

らは、高次脳機能障害の話もなく、たまたまその病院の看護師さんから、保健福祉事務所で高次脳機能障害の家族交流会があるから参加してみてはと言われ、早速参加し、そこで職員の方に県リハビリテーション支援センターを紹介してもらい、後遺症にびまん性軸索損傷もあり、初めて高次脳機能障害と分かり、事故に遭ってから二年ぐらいかかり、その後、半年ほど経って、障害者手帳と障害者年金の受給手続をするまで結構な期間を要したなどの話を聞くことができました。そのことも踏まえ県の取組について以下伺います。

これまで二〇〇一年度のモデル事業から約二十四年間、県の高次脳機能障害者への支援に取り組んできたところではありますが、取組について拠点病院事業、相談支援、研修会、普及啓発活動などについて、どのような支援体制や内容で取り組んできたのか、その実績と成果はどうか、伺います。

冒頭でも、当事者家族の経験談から、事故や発症から高次脳機能障害と診断されるまでにかなりの期間を要するケースが多く、どこに相談してよいのか分からず、様々な受けられる支援にたどり着くまでに苦労されている当事者・家族が多く存在すると思われますが、そういったことに対する県の認識と対策についてどう考えているのか、伺います。

聞くとところによりますと、高次脳機能障害支援拠点病院である東北医科薬科大学病院のほかに、各圏域に専門医を配置した地域支援拠点病院を設けることを想定していたと聞きましたが、今現在、第八次宮城県地域医療計画にもありますように、二〇一七年度までに四地域、仙南・栗原・石巻・気仙沼で整備が進んだが、医師不足の理由により二〇二三年度時点では、石巻、気仙沼の二地域で、今年度からは石巻の齋藤病院さん一か所となったと聞きます。医療計画の中でも、高次脳機能障害者が医療機関から在宅へ、在宅から社会参加へとスムーズに移行できるように支援体制づくりが必要となっています。また、当事者と家族から高次脳機能障害を専門的に見て、様々な手続のときに必要となる診断書を作成してくれる病院が少ないとの声もあることから、早急に地域支援拠点病院の整備が必要と思うが、県の考えを伺います。

また、東北医科薬科大学病院も専門医の確保が困難だとも伺いました。今後は、東北大病院などにも医師の確保について協力を要請すべきと思うがどうか、伺います。

宮崎県では、令和五年度に高次脳機能障害の発生状況や高次脳機能障害者数推計、医療機関及び障害福祉サービス事業所、相談支援事業所などにおける支援連携状況を調査することで、県内における地域支援ネットワークの課題を明らかにするとともに、障害当事者のニーズなどを把握することで、今後の支援の在り方を見直す基礎資料とするために、高次脳機能障害者実態把握調査を行っているようですが、宮城県も様々な支援計画を立てるためにもしっかりと調査を行う必要があると思うがどうか、伺います。

現在、県内に高次脳機能障害や家族を支援する取組をしている団体はどれぐらいあり、そのネットワーク構築はどのようになっているのか、また、県の関わりと支援はどういったことがあるのか、伺います。

高次脳機能障害支援養成研修を行う国の背景には、高次脳機能障害を持つ人々への支援体制の遅れと、そのニーズの増大があります。その研修は、高次脳機能障害についての知識を得ることや障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業者などに従事する支援者を養成するために実施し、令和六年度障害福祉サービス等報酬改定の新規加算の対象となりますが、本県の申込み状況と実施状況を伺います。

大綱三点目、就労選択支援と障害者ピアサポート研修について。

本年、二〇二五年十月一日から、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進ということで、障害者本人が就労先・働き方について、よりよい選択ができるよう、就労アセスメント「就労系サービスの利用意向がある障害者と協働による就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項などの整理」の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援する就労選択支援が創設されました、以下、伺います。

本サービスは、十月一日からの本格導入ということであります。厚労省の資料を拝見しますと、対象者のところで、十月以降就労継続支援B型の利用申請前に原則として就労選択支援を利用するということですが、本県のこれまでのサービス実施に当たり、就労選択支援員ははじめ実施主体などの準備状況はどのような状況になっているのか、伺います。

また、就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修の修了を要件としていますが、

令和七年度の研修は、研修の質を担保する観点から国において実施するとなっているが、聞くところによりますと、研修を申し込んでも研修の定員・回数が少なく、受講したくても受講できない事業所などがあると聞きますが、そういう状況の県の認識と対策について伺います。

また、経過措置として令和九年度末までには、基礎的研修または、基礎的研修と同等以上の研修の修了者を支援員とみなす規定があるが、県内に該当する方はどれぐらいいると見込んでいて、しばらく対応可能なのか、伺います。

今回の制度は、翌年の春に特別支援学校を卒業する生徒たちが、この制度の主要な対象となるボリューム層と見られています。特別支援学校の生徒については、三年生以外もこの支援を実施することが可能であり、一年生の頃から実習を通じて進路指導を行うことで、卒業後の進路を事前に具体的に体験し、ミスマッチを少なくし決定できるよい制度として機能していくと思われませんが、今の時点で、県内の特別支援学校でこの制度に関する取組状況とその進捗に差があるのか、また、教育庁としてこの支援を受ける生徒への配慮は何か、伺います。

就労選択支援による約一か月間のアセスメントは、個人の得意なこと苦手なことを詳細に把握し適切な就労先を提案する目的があります。これにより、できる人できない人が選別されるという懸念と、B型事業所はその報酬体系から生産性の低い障害者の受入れを拒むようになる可能性があるため「行く場所がなくなってしまう」と引きこもりになる可能性が指摘され、これまで障害を持つ人にとって、サードプレイス「居場所」として機能し、精神的な安定を提供してきた既存のB型の事業所の努力が、制度上の囲い込みとして批判され、その価値が否定されることの懸念の声が現場から上がっていますが、県の認識と所見を伺います。

最後に、障害者ピアサポート研修について、昨年の六月定例会で、東北六県で実施していなかったのは宮城県だけだった障害者ピアサポート研修の未開催を指摘した結果、今年度研修を実施することになり、八月三十日、三十一日に基礎研修を開催したと聞きました。受講定員五十名とのことでしたが、応募状況とどのような障害区分の方が受講されていたのか、区分ごとの人数としっかりと受講者に合理的配慮がなされていたのか伺います。

また、研修の内容が精神福祉に特化し過ぎていたなどの声があるが、アンケートの結果などを踏まえ、県の認識と見解を伺います。

以上、壇上からの質問といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 杣和也議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、「次の世代のために今、とるべき行動とは」環境・エネルギー政策についての御質問にお答えいたします。

初めに、環境政策の方向性と目標の修正についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、令和五年三月に策定した「みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略」について、三年ごとに見直しを行うこととしており、今年三月、環境審議会に諮問し、目標や施策の方向性を含めた改定の検討に着手したところであります。また、国では、今年二月にエネルギー基本計画を改定し、再エネの更なる導入を目標に掲げ、その実現に向けて工場や店舗の屋根に設置する太陽光パネルの目標策定を義務づける制度の検討を始めました。県としては、こうした国の動きや他県での取組事例、技術革新の進展などを踏まえ、目標や施策の方向性を幅広く検討してまいります。

次に、断熱性能と連動した補助制度と創エネについての御質問にお答えいたします。県では、国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス「ZEH」水準を上回る断熱性能を有し、太陽光発電システム導入によるエネルギーの自家消費を強化した住宅に補助を行っており、東京都と比較し、断熱性能のグレード設定と補助額に差はありますが、現行においても断熱性能と連動した補助制度としております。また、既存住宅についてもうちエコ診断事業により、専門家による省エネ診断を行うとともに、窓などの断熱改修等に対し年間千件を超える補助を行っているところであり、太陽光発電設備の設置補助等との併用も可能となっております。今後とも、こうした補助金を活用し、断熱対策と組合せた効率的な創エネが推進されるように取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、見えない障害、高次脳機能障害支援についての御質問にお答えいたします。

初めに、県の取組と実績、成果についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、平成十三年度から五年間実施したモデル事業を踏まえ、県全体をカバーする拠点病院として東北医科薬科大学病院を指定し、その後順次、各圏域にも地域支援拠点病院を指定するとともに、県リハビリテーション支援センターと仙台市障害者総合支援センターを拠点施設とする体制を整備してまいりました。また、これらの病院・施設に配置されました支援コーディネーターが中心となり、高次脳機能障害の専門的な相談、普及啓発、研修等とともに、県主催の人材育成や保健福祉事務所における研修会、家族交流会の開催など圏域単位の支援にも取り組んでおります。昨年度には、延べ七百件の相談支援に対応したほか、支援者向けの研修会や講習会、一般向けのセミナーに合計で六百六十七人、家族交流会百六十六人の参加をいただいたところであります。これまでの取組により、保健・医療・福祉の重層的な支援体制の構築に一定の成果が得られましたが、近年、専門医の不足により地域支援拠点病院が減少するなどの課題もあることから、関係機関の協力を得ながら支援体制の在り方について検討してまいります。

次に、支援を受けにくい当事者や家族についての御質問にお答えいたします。

高次脳機能障害は外見から分かりにくく、障害によつては本人や家族でも気づきにくい特性があるため周囲から配慮が得られず、本人も自覚のないまま生活や仕事、対人関係に深刻な問題を生じる場合があることから、医療や福祉などの関係機関が連携し、早期に発見して適切な支援に結びつけることが重要であると認識しております。県では早期の発見や診断につなげられるように、本人や家族、支援者が利用できるチェックリストとともに、医療機関向けの診断書作成マニュアルを作成してホームページに掲載するなどの対策を講じてまいりました。また、地域や職場など周囲の人の正しい理解と支援が大切であるため、セミナー開催など幅広い層に対する普及啓発に力を入れ、県民と支援機関の理解促進に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長末永仁一君。

〔環境生活部長 末永仁一君登壇〕

○環境生活部長（末永仁一君） 大綱一点目、「次の世代のために今、取るべき行動とは」環境・エネルギー政策についての御質問のうち、子供向けホームページについての

お尋ねにお答えいたします。

みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇ポータルサイトにおける子供向けのページは、トップページをスクロールした一番下にアイコンがございます。今後は、トップページの見やすい場所にアイコンを移動し、振り仮名の掲載を行うなど、アクセスしやすいページの構築に努めてまいります。

次に、小中学校の環境教育の取組についての御質問にお答えいたします。

県では小中学校を対象に、自然環境や地球温暖化などの知識と経験を持つ専門家による講座を年間約五十校で実施しております。例えば昨年度は、仙台市内の小学三年生百十三名を対象に広瀬川に赴き、NPOの専門家を講師に、川の流れや水温を感じながら生き物を採取し観察する学習を行いました。この機会を通じて子供たちには身近にあるものの、体験する機会の少ない広瀬川の生物多様性や生態系の仕組み、自然環境保全の意義などについて学ばせることができました。県といたしましては、専門家や教育委員会とも連携しながら、引き続き環境教育の充実に取り組んでまいります。

次に、ホームページにおける地球温暖化の原因に関する掲載についての御質問にお答えいたします。

みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇ポータルサイトでは、気候変動は人間活動に起因している旨を既に掲載しているところですが、今後、更に内容を分かりやすくお伝えできるよう工夫してまいります。

次に、ホームページにおけるグラフの掲載についての御質問にお答えいたします。

みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略の進捗については、毎年状況を取りまとめ、審議会に報告の上、公表しております。二酸化炭素排出量については、最新の動向を速やかに示せるよう努めており、国全体の排出量は例年四月に公表されますが、都道府県別の算定に必要な統計は例年十二月に公表されることから、それを受けて我が県では翌年の三月頃に公表している状況です。なお、年代の西暦での表示については、一部を省略しておりましたので、今後掲載いたします。また、二〇五〇年までのグラフの表示につきましては、ホームページに掲載することとし、分かりやすい内容について検討してまいります。

次に、令和五年度の審議会における太陽光発電設備の義務化に関する検討資料につ

いての御質問にお答えいたします。

県では、令和五年度の審議会において、東京都を参考に太陽光発電設備の導入義務化について検討することとし、検討に当たっては、御指摘のありました太陽光導入への合理性及び再エネ目標達成などの視点について考慮いたしました。太陽光導入への合理性の視点においては、電気代が高騰する中において経済的優位性は認められましたが、再エネ目標達成については「二〇三〇年度における発電設備導入容量を約三百三十五万キロワットにする」という目標を精査した結果、義務化によらずとも達成できる見込みとなりました。あわせて、義務化に伴い東京都と同様に設置費用助成を行うこととした場合、その費用が多額となり財源の確保が困難なことから導入を見送ったものです。

次に、太陽光発電設備義務化の検討についての御質問にお答えいたします。

県では、令和五年三月に策定した現行のみやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略の推進策の一つとして、東京都を参考に太陽光発電設備の導入義務化について試算し検討を行いました。その際、義務化に伴い設置費用助成を行うこととした場合の財源の確保が困難なことなどから導入を見送っており、現時点においてもその状況に大きな変化はないものと考えております。国では、工場や店舗の屋根に設置する太陽光パネルの目標設定を義務づけるとの動きもあり、また、仙台市においては、令和九年度の施行に向けて、太陽光発電設備の導入義務化について検討されていることから、県の戦略の見直しに当たっては、こうした国の動きや他自治体の事例も参考に、目標や施策の方向性を幅広く検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、見えない障害、高次脳機能障害支援についての御質問のうち、地域支援拠点病院についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、身近な地域で支援を受けられる体制を整備するため、平成二十九年度までに、仙南、栗原、石巻、気仙沼の四圏域で地域支援拠点病院を指定してきましたが、その後、専門医の不足等の理由により、関係機関からの辞退が続き、今年四月時点では石巻の一圈域・一病院のみとなっております。地域支援拠点病院を整備するためには、専

門医等の確保が大きな課題ですが、令和五年度の県内医療機関を対象とした調査では、高次脳機能障害の診断を行うと回答した医療機関が三十九か所あることから、地域支援拠点病院制度の見直しも含め、医療機関同士の連携や役割分担の在り方などについて検討してまいります。

次に、高次脳機能障害者の調査についての御質問にお答えいたします。

厚生労働省の「令和四年生活のしづらさなどに関する調査」によれば、医師から高次脳機能障害と診断された方の数は、人口の〇・一八％に当たる二十二万七千人と推計されております。一方、東京都の調査では〇・三五％、宮崎県では〇・六七％の結果となるなど、調査や推計の方法によって大きな差が生じており、高次脳機能障害者の実態については、正確な把握が困難とされております。厚生労働省の調査を我が県に当てはめると約四千人となりますが、昨年度の仙台市を除く県内の障害者福祉サービス事業所へのアンケート調査では、延べ三百五十七人という結果が出ておりまして、推計値との差が生じております。支援策を検討する上で実態を把握することの重要性は認識しておりますが、県といたしましては、これまでの調査結果も踏まえながら、医療機関や事業所との連携を積み重ねるよう努めてまいります。

次に、高次脳機能障害の当事者・家族団体についての御質問にお答えいたします。

当事者・家族の団体については、市町村への調査などから四団体の代表者や連絡先を把握しておりますが、そのほかにも県内で相談支援等に取り組む当事者・家族の団体があるものと承知しております。また、この四団体のうち、一つは県内のネットワークづくりを掲げて今年四月に設立されております。県では保健福祉事務所で交流会を開催する際に、当事者・家族団体に講師を依頼し、協力いただいているほか、昨年度からピアサポート活動を支援するための補助金を創設し、高次脳機能障害の家族会等にも活用いただいております。自らの経験を生かしたピアサポート活動は当事者・家族の心の負担を軽くするほか、県民の理解を促進するなど、意義深い取組であると考えておりますので、県としましても、引き続きその活動を支援してまいります。

次に、高次脳機能障害支援養成研修についての御質問にお答えいたします。

高次脳機能障害の特性に対応できる障害福祉サービス事業所等の職員の養成を目的に、昨年二月に国が研修カリキュラムを示しており、その後、令和六年度報酬改定によ

って、研修履修を条件とする加算制度が新設されました。県では昨年度から準備を進め、今年度、オンデマンド配信の動画による講義に加え、障害特性の評価や支援方法などを学ぶ演習形式の対面研修を実施しました。申込み状況について、定員を当初四十人程度としていたところ、百人から申込みがあったため、支援充実という観点から、まずは現に支援に携わっている事業所の職員が全員受講できるように選考を行い、五十二人が修了しております。今回受講がかなわなかった希望者についても、講義動画の視聴を案内するなどの代替措置を講じたところですが、県といたしましては、専門性を持った事業所と支援者をより多く確保できるよう、引き続き研修を実施してまいります。

次に、大綱三点目、就労選択支援と障害者ピアサポート研修についての御質問のうち、就労選択支援サービスの実施主体等の準備状況についてのお尋ねにお答えいたします。

就労選択支援は、就労系サービスの利用を希望する障害者の就労能力を客観的に評価し、就労選択に活用する手法が確立されていなかったことから、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合ったサービスを選択できるように創設されたものであります。本サービスは来月から施行されることから、仙台市所管分を除く県内の障害福祉サービス事業者に対してアンケート調査を行い、就労選択支援の指定を希望する事業者から課題の聞き取りも行ったほか、準備の整った事業者からの申請の受付を開始しております。県といたしましては、事業が円滑に開始できるよう関係者との調整等に万全を期してまいります。

次に、就労選択支援員養成研修に対する県の認識・対策と、経過措置における対応見込みについての御質問にお答えいたします。

今年度に国が実施している研修は、計十回、約一千名の定員で開催されておりますが、多くの申込みがありなかなか受講できないとの声も伺っております。県といたしましては、今年度の受講状況を注視し、必要に応じて来年度以降の受講定員の拡充や経過措置の延長などを国に働きかけてまいります。一方、令和九年度末までは、就労移行支援や就労定着支援事業所の支援員に必須の研修である、基礎的研修等の修了者を就労選択支援員とみなす規定が設けられており、既にそれらの事業所を運営している法人が仙台市所管分を含め県内に三十九法人あることから、少なくともそれ以上の該当者が見込

まれると考えております。なお、就労継続支援A型及びB型事業所など、みなし規定が適用される支援員が配置されていない事業所でも、指定を希望する事業者がいることから、基礎的研修と同等以上の研修とされている、県が指定して実施するサービス管理責任者研修の就労支援コースなどの拡充について検討してまいります。

次に、障害者が居場所を失うことや、就労継続支援B型事業所のこれまでの努力が否定されることへの懸念についての御質問にお答えいたします。

就労選択支援は、障害者本人の希望や目標、将来的な見通しなども含めた総合的なアセスメント結果について情報提供を行うとともに、本人が希望する就労系事業所との面談、見学及び実習などを実施し、本人の選択を支援するものであることから、就労するために必要な配慮及び支援がより適切に行われるものと考えております。また、就労継続支援B型事業所には、障害のある方々の社会参加とともに、居場所としての機能を担っている側面があることは認識しておりますが、工賃向上に向けた取組の強化が必要であるというふうに考えてございます。昨年度の障害福祉サービス等報酬改定では、平均工賃月額に応じてよりめり張りのある報酬体系に見直しが行われたことから、県といたしましては、県内の主要な企業・団体等で構成される「みやぎの福祉的就労施設で働く障害者官民応援団」の取組などを通じて、引き続き必要な支援を行ってまいります。

次に、障害者ピアサポート研修の実施状況とアンケート結果を踏まえた認識についての御質問にお答えいたします。

先月末に開催いたしました基礎研修では、定員五十名に対して百十六名の申込みがあり、枠を拡大して六十名の方に受講決定をしております。その内訳としては、一部重複がございますが、身体障害の方十一名、精神障害の方十七名、発達障害の方十四名、指定難病の方四名、知的障害の方四名、高次脳機能障害の方三名、その他事業所職員等十一名となっております。受講生は様々な障害特性があることから、申込書に配慮事項の記載欄を設けて、事前の申出を受けることで、聴覚障害の方に向けた手話通訳・要約筆者の手配や、視覚障害の方に向けた読み上げソフトで確認するための資料を事前配布するなど、一人一人に合わせた合理的配慮を提供したところです。アンケート結果では、約九割の方から研修に満足との回答があった一方で、座席位置によって声が聞き取りづらかったとの御意見や、学習障害の方でも理解できるように、テキスト内容を工

夫すべきといった御意見も頂きました。県といたしましては、こうした御意見も踏まえ、今後開催予定である専門研修やフォローアップ研修では更に円滑で有意義な内容となるよう改善に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱三点目、就労選択支援と障害者ピアサポート研修についての御質問のうち、特別支援学校における取組状況等についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、県立特別支援学校では、地域の就労移行支援事業所等と連携し、事業所職員による生徒の作業学習の観察を通じたアセスメントや、事業所、学校、保護者によるケース会議の開催などを通じて、生徒一人一人の希望や適性に合った就労を支援しております。来月から導入される就労選択支援は、専門的な研修を修了した支援員による質の高いアセスメントを行うことで、より生徒の能力や適性等に合った就労が可能になるものと認識しております。県教育委員会といたしましては、関係機関と緊密に連携し、生徒が本制度を円滑に利用して希望の進路を実現できるよう、しっかりと支援してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 二十六番枡和也君。

○二十六番（枡 和也君） 答弁ありがとうございます。ホームページに関しては、ぜひ、分かりやすく、よろしく願いたいというふうに思っております。

先ほどの補助基準ですが、今のところ宮城県の令和七年度のス마트エネルギーの補助金のメニューを見ますと、みやぎゼロエネルギー住宅補助金、多分これ数値からすると断熱等級五クラスが対応になっていると思うので、それは、今後、二〇三〇年度から多分義務化になるのではないのかなというふうに思っておりますが、それとあともう一つ、次世代みやぎゼロエネルギー住宅（地域型）の補助金ということで、これが断熱等級七クラス、二百万円となっています。断熱等級五があつて七があつて、この中間の六もあるんですが、ぜひとも、今、二段階での補助しかないのですが、三段階にしていた

だいて、補助を使いやすくするというか、断熱のいい高性能の住宅を建築するように促すような、補助の検討をもう一度してほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 東京都では三区分で補助制度を設けております。宮城県の場合は断熱性能の基準の五・六・七とか、その区分に正確に対応しているわけではございませんが、基本的には、現在のゼロエネ住宅というところと、あと、更にZEHと言われるものを超える基準のところと連動してカバーさせていただいております。令和六年度の補助実績でも、ゼロエネ住宅のほうは二百二十四件と補助実績がありますので、議員御指摘のハイグレードのほうは確かに実績はゼロなんです、今の区分を維持しつつ、更に導入が進むように誘導していければと考えております。

○議長（高橋伸二君） 二十六番枡和也君。

○二十六番（枡 和也君） できれば本当は三段階ぐらいにして、二十五万円と二百万円ではかなり差があるので、もう少し利用しやすいようにしたほうがいいのかなどの提案でございました。

先ほど高次脳機能障害の調査というか、実態を把握したほうがいいというような質問で、推計によると約四千人ということでした。今、三百五十七人ということですが、この間、支援団体を運営している方からいろいろとお話を聞いたのですけれども、支援制度・サービスに結びついていない、高次脳機能障害者が結構な数で存在しているのではないかと聞きました。そういった方々を発見するというかスクリーニングするためにも、医療とか保健・福祉業務事業者への必要な知識の普及が必要ではないのかなというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 御指摘のとおり、潜在的に高次脳機能障害の方がいらっしゃるんだといったことを調査の試算においても表れていると把握しております。したがいまして、お答えしましたとおり、ホームページにチェックリストなども上げて、あれっと思った時には自分でチェックできる方向に努めていただくようなことも併せて取り組んできたのですが、それがまだ知れ渡っていないとか、一方で普及啓発も追いついてない部分もあるかと思っております。やはり総合的に、受入れとなる拠点病院の体制

強化も含めて、医療・福祉・保健がしっかりと連携して受皿となっていけるようなこと、それを普及啓発も含めての取組を一層強化してまいりたいというふうに思います。